

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第七節 帝国石油の争議

一、争議まで

帝国石油は第二次大戦中、侵略戦争のための産業統制の一つとして、一九四一年の「帝国石油株式会社法」に基き国内の石油採油部門の会社を合併して創立せられた半官・半民の独占企業で、日本の石油生産量の九五%以上をにぎっている会社である。戦後も、「独占会社としての帝石を集中排除法によって分割し自由競争に委ねることは、貧弱な日本の石油資源(国内需要の九割は外油にたよっている)にとっては勢い濫採濫掘に陥り国民経済に損失を与える」との見地から、独禁法の適用をまぬがれ、経営者の交替だけで企業体はそのまま存続して来た。一九四八年には、大量の首切りを実施し、四九年には倍額の増資を行って、戦時中の乱採により荒廃していた油田の整備、新たな開発を行った。帝石産油量の七〇%近くも占めるといわれ、この争議の中心になった八橋油田の事業もこのときようやく軌道にのったといわれる。さらに一九五一年六月には、「帝国石油株式会社法」が廃止され、民間企業として出発することになったが、「政府の統制下を離れたことと、八橋油田深層の好況に気を許して」経営者幹部は合理的開発を無視し「短期間に高利潤を追求するという傾向が漸く強くなって来た」(後述の裁判における組合側口述書)。このことは、五一年のはじめにGHQ天然資源局顧問スマートン氏の警告となり、四月一〇日のL・Wスタッフの警告になってあらわれた。四月のはじめに開かれた第一回中央生産協議会において、組合は早くもこの問題について会社側に問いただしている。この直後四月五日から開かれた帝石労組の全国大会では当面の闘争目標として、平和確保、石油産業確立、新協約・新賃金獲得の三つの闘争をあげ、石油産業確立の闘争については、日本の「石油産業全体が隷属か顛落かの岐路に立っている以上石油鉱業のみの見地からではなく、広く民族産業としての『石油産業確立の闘争』がその主題とならなければならない」と指摘し、石油産業の危機についての調査活動、石油鉱業の社会化の問題、関税、国家の保護助成、そして職場闘争を基本とする闘争主体確立の問題を「危機打開の方策」としてあげた。しかし、大会後に中心となった闘争は大会決定の五月以降基準賃金ベース、一三、三〇〇円を目標とするものであった。このベース・アップ闘争は四月一日要求提出以来五月三十一日まで、長期間の根強い団交をかさね賃金支払形態の改訂を含む基準賃金一二、五〇〇円の会社案で妥結したのであったが、闘争中組合は、ストライキ戦術として八橋油田の自噴井を密閉するという計画を立て、組合の幹部が現地八橋に赴いたところ、現場の従業員が八橋の濫採に不安をもっていることや会社の幹部の中にも会社の濫採政策に憂慮している現状にぶつかり組合ではこの問題を重視し直ちに調査にとりかかった。組合代表はこの調査結果に基き六月二三日資源庁をたずね日本の石油資源の保護の面から八橋の問題について資源庁の見解をたずねた。資源庁でもこの問題を重視し、七月四日には資源庁長官始関氏がGHQ天然資源局長スケンク氏とともに八橋油田を視察し、濫採に対して重大な警告を発した。会社は七月二〇日から八橋の採油制限を強化し生産のカーブ

は急激に低下した。さらに八月二〇日には、九月以降の作業計画の大巾な修正を余儀なくされ、これに伴う収入減に対応して基本的な試採掘作業の殆んどを中止してしまった。このことは石油産業自らの破壊を示すばかりでなく、この試採作業の中止は従業員に対する「首切りの不安」すら生むことになり、組合は自らの生活防衛の問題としても、経営者の責任を追求しなければならなかったのである。

二、争議の経過

組合は九月一五日付の機関紙で「油田蝕む放漫経営断じて許さず」という大見出でこの問題について組合員にアピールした。同紙の「主張」は「いかなる形であるにせよ、勧告にもられている内容は日本の石油鉱業のために真剣に考えるべき方針を示して」おり、「殊にこれまでの経営政策」が「貴重な国内石油資源に大きな損失を招いたということであって見れば益々重大問題だ」。また「石油資源を守るということは、石油鉱業を唯一の職場とする多くの従業員にとって将来の生活を確保することと切離せないもの」であり、組合員は「いまこそ立上って病弊の根源をつき、社内の徹底的民主化につとめなければならない」とした。

このように帝石の濫採問題は内部から外部へと燃え広がりがつあったが、会社は表面、問題とするに足らぬといった態度で、経営内部の弱体の陰蔽にこれつとめていた。しかし九月二〇日には、資源庁より、地下資源開発審議会石油部会コンサーベーション委員会の答申に基く、八橋油田の採油技術管理の第一次勧告が出され、この背景の下に第二回中央生産協議会が二六日から開かれたのである。

会議は「息詰るような殺気をはらんで」開かれ、会社側の経営方針に対する組合の痛烈な批判と質問の矢が次々とりだされた。

これに対して会社側は「狼狽の色をおしかくし」ながらも問題の「焦点をボカす」ことに終始し、産油の調整は会社が独自に行ったものだ、八橋油田が危殆にひんしているとは思わない、実際的なことは社内の人でなければわからない、等々の答弁をした。組合はさらに石油製精業者の進出のうごき、創立一〇周年記念事業として四割配当をやるうごき、試掘助成金などについて追求したが、会議が終って、組合委員長光野氏は「この討議を通じてなわれわれは納得できぬ」ものがあり「機関紙で主張したわれわれの考え方を捨てるわけにはゆかない」と言明した。こうして九月二二日の第二回中央委で会社の経営責任の追求を決定し、声明書を発表する、とともに次のような「経営方針に関する要求書」を出すことになった。

経営方針に関する要求書

- (一)自ら八橋油田を危殆の状態に陥らしめた責任をとること。
- (二)事態をここに至らしめた真相を究明し、今後の長期的油田開発を万全ならしめるため、(イ)八橋油田調査委員会を設置すること。――本委員会は会社、組合、石油鉱業に関し学識経験のある者の三者構成とし、その使命遂行のために社内においては調査の絶対的権限をもつこと。(ロ)恒久的な開発委員会を設置すること。――本委員会は会社、組合、石油鉱業に学識経験のある者の三者構成とし開発計画の基本方針を樹立する。会社の事業計画はこの方針に従って決定せらるべきものたること。(ハ)四割配当は絶対にこれを行わず、これを開発資金に充当すること。

声明書

目前の利益追求のみ事とする帝石現経営者の無暴なる放漫経営によって、日本のなけなしの石油資源は危うくも蝕まれようとしており、その合理的開発は、いまやはげしく乱打される警鐘の高鳴りの中に、まさに予断を許さざる重大段階へ追いやられようとしている。

既に周知のとうり、さる七月四日総司令部天然資源局長の会社首脳部に対する異例の重大警告によって白日の下にさらけだされた八橋油田における野放し産油問題は、にわかに色をなした経営者陣の同油田に対する産油調整およびこれに伴う九月以降作

業計画の全般的修正などの一大経営転換策と、躍起の糊塗隠蔽工作にもかかわらず、日本のかけがえなき石油宝庫大八橋油田崩壊への赤信号を打消しえない深刻重大な局面を展開してきている。

これよりさきわれわれは、今春組合の運動方針策定に際して、日本の石油産業を隷属と顛落への危機に立つものとの真剣な展望のもとに、この危機打解のための斗いの担い手として、新油田開発による企業内部の発展力増大に努める一方、乏しい日本の石油資源愛護の立場を明かにし、この観点から当時既にその動きあるを知った八橋油田乱採の憂うべき傾向を指摘し、これに対する監視を続けると共に、このことについてつとに会社側に対して警告を発してきたのであるが、得手に帆をあげる経営者のぬれ手に粟のあくなき貪慾は、ただに帝石が国内石油資源のほとんど全部を独占する立場にありながら、集中排除法の適用から除外された経緯にも見られる石油鉱業の特殊性にもとづく合理的開発遂行への責任と使命とをかえりみないばかりか、遂に異例の痛烈な警告をつきつけられなければならない最悪の事態を招来するにいたった。

このことはひとり帝石自体の経営を危うくし、ここに働くわれわれ従業員とその家族の生活基盤をくつがえすにとどまらず、さらでだに脆弱な、しかもそれだけに貴重な日本の石油資源と石油鉱業そのものを存亡の淵に追い込み、これを抹殺しようとする天人共に許しえぬ罪悪であると断ぜざるを得ない。

よってわれわれは、かかる経営者の恐るべき破壊からわれわれの生涯を托した職場と日本の石油資源を守りぬくために暴漫なる経営者の責任を仮借なく追及するとの断を下すと共に、事の真相を究明し、今後の長期合理的開発を推進するため、時あたかもこのたび開催を見た中央生産協議会において断乎としてその真相に徹底的なメスを加え、その態度に痛烈な批判を集中して、決定的対決を迫ったのである。

しかるに頑迷なる会社経営者は、終始この公然の实事化している自らの罪状に、あるいは耳目を蔽うて、馬の耳に念仏と聞き流し、あるいはひたすら言を左右にして逃げをうち、あるいはギマンとゴマカシをもって強弁を弄し、さらには資金運営においても現段階では特に不可欠な合理的開発面への注入を度外視する意図を豪語するなどその態度は恬して恥ぢず、われわれは反省の色の片りんすら見出すにいたらなかったのである。かくてわれわれはこの対決においては遺憾ながら、八橋油田が危殆にひんしているとのわれわれの判断を改めえないばかりか、産油調整、予算変更、製油業進出の各主要議題とも、承服することができなかったのである。

既にわれわれは、現経営者の放漫経営は断じて容認できないとの態度を公式に表明した。このことは今なお毫も変りがないばかりか、むしろその硬化の度を増すばかりである。われわれは日本の石油と自らの生活を守るために、階級的使命をさらに自覚し、徹底的に糾明の手を進め放漫経営に対する断固たる対決をさらにきびしく迫るであろう。

よろしく現経営者は、事態をここにいたらしめた実相を見極め社会的道義的良識に従って、進んで直らこの問題についての責任をとるべきである。右声明する。

一九五一年九月二九日

帝国石油労働組合第二二回中央委員会

なおこの中央委において「講和条約」批准反対闘争、賃金、労働協約の闘争の方針も決定された。賃金の要求としてはベース要求額として一六、八〇〇円、賞与二〇、〇〇〇円を目標とするものであった。このようにして、帝石の秋季闘争は、経営の民主化を基盤に賃金、労協、賞与の闘争が組まれたのである。一〇月一五日付機関紙「全帝石」の主張はこの闘争について次のように述べている。

「油がでない。だから賃上げできない」というなら、「どうして油がでないのか。何故そうなったのか。それは誰の責任か」ということをはっきりさせなければいけない。……会社がそういうことをはっきりさせたがらないから組合がはっきりさせると会社に要求して立上ったのがこんどの斗争である、……一六、八〇〇円の要求だってそうである、これが出せないといっているながら四割配当の半期二億円という金をどうして出すのか。株主株主とってそれを出して従業員には何故二万円の賞与をくれないのか。そういうことをすっぴりはっきりさせたいのである。労働協約の改訂案にしろ、あるいは開発委員会の設置にしろ、すべてもっとガラス箱の中で、石油鉱業の行く手をきめるという要求である。ところでこういう斗争はこんどがはじめてである。経営者に責任をとれ、といっても少しの反省の色もないのに一体どうするのか。何から何まで、みんな絡んでしまつてどれ一つでも解決がむずかしくなりはしないか。確かにそうである。どれ一つとしてみんな結びついて切り離すことのできない問題ばかりである。だから……こんどの斗争は石油鉱業の存立をかけているのだから……組合の団結と斗争意識の上に、ストライキを含むあらゆる柔軟性のある大衆行動をとることがこんどの斗争の基本である……。

中央委の決定にもとづく「経営方針に関する要求書」は一〇月三日に提出され、九日の賃上の団交の席上、この回答がもたらされた。会社側は「八橋油田の現状については組合と見解が違ふ。組合の要求に対して、会社としてどういう態度をとるかは重役会で検討する」と回答し、組合の態度を非難した。これに対して組合は、経営の破綻が結局労働者の肩にかかってくること、また公共的な資源保護の立場からも経営の共同管理、組合の経営参加は絶対に必要であると強調した。この問題はその後相ついで組合からもちかけたが容易に進展しなかった。

さきに中央委で決定した賃金闘争についても同じように一〇月三日、下期賞与二万円の要求とともに現行基準内ベース一、五〇〇円を一ヶ月以降(労協による賃金協定期間は六ヶ月)一六、八〇〇円に引上げること、五月七日付書面によって要求した寒冷地手当を一六、八〇〇円の枠内で支給することの要求書を提出し、九日に第一回の団交に入った。会社はC・P・Sを基礎とした賃金算出表を提示し、要求には応じられない、結論は重役会の決定まで待つてほしいと回答、組合は独自の資料にもとずきこれに応酬した。さらに第二、第三回の団交がもたれたが、解決の見通しもなく、組合は一六日中労委に賃上問題についての調停申請を行った。

組合の提訴を受理した中労委では早速調停委員会を構成し、合議した結果、なお自主交渉の余地あるものと認め双方にその旨勧告した。組合、会社はこの勧告に従つて一〇月一八日以降一月八日に至るまでさらに六回にわたつて団交がもたれたが、経営方針問題にからんで団交上での解決は困難視された。

さらに新労働協約締結の闘争(現行の有効期間は一カ年で一〇月末日まで)は一〇月八日に、一方的な経営権条項の排除、ユニオン・ショップ制の確立など、経営参加の強化を中心とした改訂案を会社に申入れたが、協約交渉は進展せず、組合は十一月七日、現行協約の破棄を通告、組合の案に基いて早急に交渉するよう申入れた。

この間、一〇月一九日には資源庁より八橋の技術管理について第二次勧告が出され、天然資源局長スケンク氏も同局発行のウイクリー・サンマリー誌上に「帝石の現経営者は今後必要なる再調整を完遂するためには、不適當にして且つ無能なることを完全に暴露している」と論難した。

この全般的な闘争のゆきずまり、闘争経過に見られた経営当事者への不信、そして外部から打ち

こまれる会社経営に対する警告、批判の中にあつて、組合は第二三回中央委員会をひらき、今次闘争の目標を、(1)四割配当絶対反対、(2)賃金、賞与の獲得、(3)労協改訂、(4)経営者の総退陣要求、に決定し、目的達成のために実力で闘うことを決議した。そして八日には闘争宣言を発するとともに、直ちに中央委を中央闘争委員会に切りかえ、さらに拡大闘争委員会をもうけて今後の闘争組織を確立したのである。罷業権行使についての全組合員の投票結果は、スト賛成が総員の八六・五%(投票数の八九・四%)という成果を収め、一六日の第一回の中闘委はこのスト投票確認のもとに、(1)目下進行中の賃金問題については二〇日まで調停案の提示をまつ、(2)一七日に現経営者の退陣要求、労働協約破棄通告を行う、(3)二一日にスト宣言を出し、会社にスト通告を行う、(4)二四日午前〇時以降無期限ストに突入する、などを決定し、闘う態勢を固めて行った。

この事態の容易ならぬ形勢をみてとつた調停委では、一四日から調停にのり出し、五回にわたる調停委員会の会議の結果二二日に、(一)会社は一一月分以降基準内賃金として一人当たり平均千円(税込)を増額支給すること、(二)配分については当事者間で協議すること、を双方に提示、二四日までに回答を要求した。この調停案に対して会社は受諾、組合は二三日拒否の回答を行い、翌二四日から信越地方を皮切りに、二六日秋田地方、二七日東京地方、二八日山形地方、二九日北海道地方とそれぞれ地方別に二四時間波状ストを敢行した。会社はこれら内外からの攻撃にあつて狼狽の色かくしがたく、ビラを相次いでバラまき、「組合の切崩し」を狙うとともに、四割配当を押しとうそうと二七日の株主総会の対策に腐心した。株主総会には、組合からも株主五五名出席し、開会はじめから社長の「営業報告」の「虚偽」について、濫採放漫経営を追求し、くい下つたのであるが、会社側は他の株主をつかつてこれを妨害し、結局組合株主の主張する四割配当反対も押切られるところとなつた。とくにこの総会については、大株主たる大蔵省(帝石総株の二二%をにぎる)の出方が注目されたが、帝石の経営についてはすでに大きく問題となつているときでもあり、四割配当の議案には棄権するという手を用いて切抜けるという、会社と裏腹の内情をバクロした。かくして「合理的開発を無視して得た偽装利益は将来の開発に使用せよ」という組合の「親切」な忠告も馬耳東風に、株主大事と分配しさらに重役の賞与に六百万円もつぎこんだのであつた。このことは組合の会社に対する不信をつよめるとともに憤激させた。

一方、問題は国会にまで波及することになつた。すなわち一一月一七日の第一三国会の参議院通産委員会の社会党からの質問にはじまり、二二日の参議院経済安定委では自由党の志田委員(山形出身)までが、資源庁長官を一時間半にわたりさんざん吊し上げ「その際立った活躍ぶりは、堂を圧して野党委員の拍手が湧き上る」ほどであつた。志田委員は、配当問題については「七千万の助成金をもっていながら……国民の血税を配当するにもひとしい」と追求し、とくに「機械類を山勝工業に売却し、不当にもうけさせている」という会社の不正問題をほのめかし、「嚴重な措置をとれ」と迫つたことは注目された。同日の参議院通産委員会に於ても、酒井帝石社長と久保田労組副委員長およびコンサーベーション委員長上床氏が参考人として立ち、国会の独自の立場から真相の糾明が行われた。この国会での論議は、効果的な側面攻撃であつた。会社側は益々イコチな態度を見せた。

そこで組合は、「経営民主化」は長期の斗争にまつこととし、とりあえず株主総会后物別れとなつていた賃金、賞与の解決に力を入れ、一一月三〇日、一応賃金・賞与の問題だけで団交をもつた。まず組合は四割配当、会社重役の六〇〇万円の賞与という事実の上に立つて「とりあえず賞与を出せ」と迫つたが、会社側は「ベースの問題が先決だ」といつてとりあわず、一二月三日の団交で組合がやや折れて出、ベースも一六、八〇〇円は固執しないとしたが、四日の交渉では会社重役会の決定で最後回答だとし、「ベースについてはどうにもならない、ボーナスは一五、〇〇〇円出す、ベース・アップしても人員整理は行わない」と回答、この間労働省からの働きかけもあつたが、翌日の一

三回団交で決裂してしまった。組合は六日から直ちに、管理中枢部門を対象とする四八時間ストに入り、さらに総評、新産別からのメッセージで勇気づけられた組合は、九日に拡闘委を開き、生産源六大支部の七二時間ストを決定、一〇日には団交中止を会社に通告した。この事態の悪化に労働省でも積極的にのり出し、一二日、労働省の斡旋により賃上げ一五回目の団交を行い、労働省案を了解し、賞与は一五、〇〇〇円、他に一時金一五、〇〇円を出すこととし、ベースについて次のような協定に達し、ストを中止した。

協定書(前文略)

- 一、基準賃金は一人平均一、〇〇〇円(税込)を増額し一三、五〇〇円とする。
 - 二、配分については会社と組合で協議の上定める。
 - 三、この協定は昭和二七年六月末日まで有効とする。
- なおこの協定成立と共に組合は争議行爲を中止するものとする。

以上のような賃金・賞与の解決を確認した第二四回中央委では、基本方針――石油鉱業を守り、われわれの職場を確保し、首切りを防止す――を堅持して、今後の闘争目標を、(1)経営者の総退陣、(2)新労働協約の獲得、(3)積極的採鉱の促進、(4)合理的開発の監視、(5)不健全配当の阻止、(6)不正問題の追究、(7)反動的職制支配の排除、におき、すでに「確証」をにぎっている会社幹部の不正事件を告発することに決定した。

この不正事件については国会における志田議員の発言で表面化し資源庁からも助成機械の不正処分について帝石本社の検査を行っていた、組合としても賃金闘争のかたわら独自の調査をすすめるとともに、すでに一二月六日、通産省の主脳部と会見し、帝石の不正事件の内容を説明、告発状の草稿を読み上げ、通産省が何らかの手をうつなら告発は取止める旨言明したところ、「止むを得ない」との回答を得ていた。情勢は明らかに組合に有利に展開していった。国会、ジャーナリズムはあげて会社経営の無能を論じ立てた。再びGHQのスケンク氏は「日本石油資源に対し加えられた破壊的行爲」と題する論文で、会社の「不屈な分子」追放に適切な手段をとることを要望した。組合はこの背景をもって、一二月九日、東京地検に社長ほか六名を「背任、横領、贈賄被疑事件につき至急取調べの上嚴重処断するよう」告発したのである。この告発を報じた一二月三〇日付「全帝石」は次のようにのべている。

彼等の罪悪を明らかにすることは同時に帝石の醜態を天下に曝すことである。……しかもなおかつわれわれが今日これを断行することを決意したのは、この犯罪行爲がいままで石油鉱業を蝕んで来たのであり、この禍根を取り除かなくては、帝石の再建は永久に不可能であることを認識したからである。……さらにこの不正な者と結託した官僚があるならばこれを糾弾せずにはいられない、それは国民としてのわれわれの権利であり、任務でもある。われわれは共産党流の摘発闘争を行うつもりはない。したがってわれわれが得た最小限の客観的な事実を明らかにして、司直の手による処断を要請したのであり、経営者退陣要求の闘争戦術ではない。

告発後、組合はこの告発にいたった事情を会社側に通告、公然化する前にその態度をきめるよう申入れた。そして三〇日付の機関紙の配布をも保留し静観していたのであるが、新年に入り一月一〇日に、昨年末、未解決にあった賃金体系、正月休日出勤手当等についての団交の折、期待していた不正問題について会社側から何等の回答もないので、組合は問題の機関紙を配布し事件を公表した。会社側にもわかにいろめき立った。一月一四日に賃金体系の団交の席上では、はげしく組合の態度を批難し、反省を求めて来たが、組合がつっぱねるや、会社側代表加藤氏は「交渉なんか、もうやめっちゃまえ」と「フン然席をけて」退場してしまった。このことは翌十五日、組合幹部の首切りという対抗手段となってあらわれた。すなわち会社側は中闘委員長光野郁雄以下副闘争委員長、書記長を含めた中闘委員七名に対し組合の告発行爲は就業規則第五七条(会社の機密漏洩)に該当するとの理由で懲戒解雇の通知を各人に発送し、さらに翌一六日には、これに中闘委二名を加えた九名を「信用毀損業務妨害罪」で東京地検に告訴し、この旨掲示すると共に幹部従業員一同

の署名入りの「従業員諸君につぐ」というビラで現組合幹部を追放しろとよびかけた。組合の弱点をとらえて切崩しの攻勢に出て来たのである。一方、解雇通知をうけた七氏は直ちに連名で理由のない首切りは認められない旨回答したが、とりあえず組合では一七日に拡闘委を開き当面の対策を、(1)内部組織の強化、(2)検察の促進、(3)不当解雇反対の三点にしぼり、それぞれ具体的なプランを検討した。この方針に基き組合では一月二三日東京地裁に対し、この首切りは「不当労働行為」であることを訴え、地位保全仮処分の申請を行った。他方組合は、縷々会社側に団交を申し入れたが、現中闘委員と会うことは断るといって会社側は拒否しつづけ団交による解決は全くゆきづまった。かくして「経営民主化」の闘争が新たな段階に入って来た二月三日、組合は第二五回中央委を開き、方針として、(1)内部態勢の強化、(2)職場民主化闘争の徹底、(3)事業計画樹立の促進、(4)検察の促進、(5)不当解雇反対をうち出し、「長期闘争の見通しの下に、冷静かつ不動の闘争」をおしすすめることになり次の声明を発した。

経営民主化闘争は、会社側の不正隠蔽、組合切崩しを狙う組合役員に対する不当解雇と躍起のデマ宣伝工作によって、日に日に激化しつつあるが、かかる会社側の血迷った対抗手段は自らが末期的苦境にあることを告白するに役立ちこそすれ、組合の態勢には微動だも与えるものではない。

不正問題に代表される帝石現経営陣の乱脈経営は、すでに随所に破綻を招来しつつあり、帝石の再建は、一刻も速かに彼らを追放することの必要を要請している。

われわれは、さらに経営民主化闘争の意義と目的をつかみとり既定の基本方針の実践に向って、正当なる世論の審判と心からなる友誼労組の共闘の支援の波の中に、日本の石油鉱業再建とわれわれの生活を守るため、組合の全組織をあげて、勝利の日まで断固闘いぬくものである。

こうして組合の闘争は団交のひらけぬままに地裁の法廷にうつされ、さらに二月一日には中労委へ不当労働行為事件として申立てを行った。これは後に都労委にうつされた。一方組合の各方面へのアピールの努力は、国会にも大きく反映し、「石油及び可燃性天然ガス資源開発法案」の審議とともに不当解雇問題、帝石の乱脈経営ならびに不正問題について主に改進黨議員を中心に政府に対する追求が行われた。かくして三月二六日には資源庁長官の辞任、岡田次長の転任という事態まで生んだ。さらにまた組合の告発による東京地検の捜査も時流に押されて活発となり、三月に入ると帝石本社の家宅捜索や現地での取調べなどが行われ、経営者を動揺させた。窮地に迫られた会社幹部は、地位保全に必死になるとともに組合対策に力を入れ、四月の組合大会をめざして、とくに地方の組合支部の切崩しに積極的に出て来た。しかし、この前にすでに会社側の分裂が起きて、経営者を困惑させた。すなわち社内に於ける「異色の存在」として注目されていた内藤探鉱部長が、社長に対して経営者は責任をとって総辞職すべきだ、と勧告したが容れられず独自の行動を起した。このことは社内の不満幹部に波紋をなげ、これに同調するうごきもではじめたのである。最早勝負の帰趨は明確になりつつあった。会社側は最後のよりどころとして地裁には、社長以下一連の幹部をひきつれてのりこむといった有様であった。

これに反して組合は、会社側の分裂策を排しながら、四月一九日から開かれた全国大会では、二四回中央委の闘争方針ならびに闘争目標を再確認し、今までの中斗が再信任され、断固闘い抜く決意を固めるとともに法廷、都労委での闘争を確信をもって押しすすめて行った。

こうして五月一二日からは都労委の審問も開始され、五月一四日には通産省より、あらためて八橋油田の濫採、株主配当問題等の責任を追求するとともに経営再建について会社に勧告を行った。次いで同月一六日の参議院通産委に於て、再建勧告について高橋通産大臣からの答弁があ

り、社長は勧告の実行を約束したこと、会社の再建案が満足の出来ない場合は、経営陣の更迭も考えているという政府の態度を明らかにした。かくして二八日の株主総会では、議案終了後、組合株主から会社幹部の総退陣の動議が出されたが否決され当時帝石株の大半をにぎるようになって新たに監査役に選任された南俊二、菊池寛実の二人に会社再建について一任したという社長の発言があった。情勢は急激に進展し、組合は事態收拾のため五月三十一日第三〇回中央委を開き左のような基本方針ならびに闘争方針を決定して対処することになった。

(基本方針) 重役総退陣を除く経営民主化斗争の各斗争目標はあくまでその貫徹をはかる。

一、帝石の積弊を、通産省を通じて、新経営者に理解させる。

二、新経営者に対し、民主化斗争の目標遂行を申入れる。

三、今回の斗争について、積極的に活動した者に対する不当な取扱いは一切許さない。

(斗争方針)

一、通産省の勧告を中心にして一応の解決をはかる。

二、解決案不実行の場合は一切の妥協を排し、基本方針を強力にすすめる。

三、再建が軌道に乗るまで現態勢で民主化斗争をおしすすめる。

その後、六月四日にいたり、会社は資源庁長官の手を通じ組合幹部七名の解雇撤回を通知して来た。組合も又同日、地位保全仮処分命令申請および不当労働行為救済申立の取下げを行い、派生的な問題として出て来た首切問題は一応の解決を見、組合は今後の会社の出方を注視することになった。

三、争議の特質

半年にわたるこの「経営民主化」の闘争は表面的な華やかさは見られなかったけれども、組合が自らの生活の問題として、また、貧弱な石油鉱業を国民的な立場からの再建をめざして真剣にとつてくんだということはわが国の全産業の植民地的再編威の危機の中にあつて、高く評価さるべき本質をもっている。というのはこの「民主化闘争」自体、「民族産業を守る」闘争であり、平和への闘いの一つに他ならないからだ。現に組合の努力は、自らの生活防衛を闘いとるには、国民の血税までもくいつぶす官僚と独占資本家の実態を暴露せざるを得なかったし、国会でも重視されるという政治問題として発展させた。しかしながら今までのところ「経営の民主化」がきわめてあいまいに終わっているように見える。これは何よりも石油産業の真の破壊者を政治的にも明確にして進めなかったことにある。この結果、闘争は経営内部で窒息しており、組合幹部と会社幹部のカケ引の観さえ呈している。社会通信(五二・一・二四)はこの争議について次のようにのべている(要旨)。

(1)経営の中にとじこもっており、平和斗争との結合の中で問題が提起されていない。

(2)工場委員会の組織的な活動と結合していないため油田崩壊問題が大衆のものとしてうたがだされていない。

(3)したがって、これまでの幹部斗争のワクを越えることができなかった。

(4)この結果、不正摘発と告発にたよりすぎることになっている。

(5)このような執行部と大衆のギャップをねらって執行部の首切りが抜打に出された。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始